

この畑、親戚からずっと借りてるけど大丈夫かな・・・  
昔からお隣に貸してる畑、いつ戻ってくるんだろう？



こんなことに心当たりはありませんか？



昔から親戚・知人に口約束だけで農地を貸している。

農地の貸し借りの手続きをしているかどうか分からない。

貸し借りの手続きは面倒だからこっそり作付けしている。



**このような状況はトラブルの元となりますので、  
正規の手続きで農地を貸し借りしましょう！**

# 農地を貸し借りするときは、 正規の手続をしましょう！！



正規の手続をせずに農地の貸し借りを続けるとどうなるの？

## 農地を貸している方

- ・農地を返してもらいたい時に借り手に応じてもらえず、返してもらえなくなる可能性があります。

## 農地を借りている方

- ・突然、農地を返して欲しいと言われることがあります。

## 農地を貸している方と農地を借りている方の両者

- ・相続が発生した際、誰と貸し借りしているかわからなくなることがあります。
- ・今後、市町村で策定する地域計画において、農地の将来のあり方を決められず、**農地を守るための公的な支援を受けられない可能性**があります。



□約束だけで農地の貸し借りはできません！

農地の貸し借りをする場合は、農地法の制約を受けます。

農地法では、「許可を受けないでした行為は、その効果を生じない」と規定されていますので、**農地の貸し借りをする場合には、市町村や農業委員会を通じて書面により契約手続きをする必要**があります。

契約手続きをしないまま、□約束だけで貸し借りをしている農地は、トラブルの元になることがあります。



トラブルが発生しないようにするために！



**農地を貸し借りするときは、必ず市町村農政担当課や農業委員会で手続きをしてください！**

- 市町村や農業委員会、公的機関である農地中間管理機構が仲介することで、安心して農地の貸し借りが行えます。

**また、「農地中間管理事業」を積極的に活用しましょう！**

- 要件を満たせば機構集積協力金の交付や、固定資産税の課税軽減（農地を貸した方）を受けることができます。

安心して農業を行うため、正規の手続きで農地の貸借をしましょう！



農地を相続された方へお願い！

**令和6年4月1日から相続登記が義務化**されました。農地の貸借等を円滑に進めるためにも必ず相続登記を行ってください！



詳しくは、農地が所在する市町村農政担当課、又は農業委員会へ御相談ください。